

# 手配旅行条件書

(有)カリヨン

## 1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書面」及び同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。

## 2. 手配旅行契約 1) この旅行は (有)カリヨン

が手配する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と手配旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。

2) 旅行契約とは、当社がお客様の委託により、お客様のために代理、媒体、取次すことなどにより、お客様が運送・宿泊機関等の提供を受ける運送・宿泊その他旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。

3) 旅行契約の内容・条件は本旅行条件書、当社旅行業約款手配旅行契約の部（以下「当社約款」といいます）によりします。

4) 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、旅行契約に基づく当社の債務の履行は修了いたしました。従って、運送・宿泊機関との間で旅行サービスの提供を受ける契約をできなかった場合でも、当社がその債務を果たしたときには、当社所定の旅行業務取次料金（以下「取扱料金」といいます）をお支払いいただきます。

## 3. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

1) 当社にて、当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入の上、下記申込金を添えてお申し込みいただきます。申込金は旅行代金・取扱料金・取消料その他お客様が当社に支払うべき金額の一部として取り扱います。

2) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾しお客様から受領した金額を申込金として受領した時に成立するものとなります。

3) 当社がお客様と旅行契約を締結するに際し、お申込金のお支払を受けることなく契約締結の承諾のみにより旅行契約を成立させることがあります。この場合、当社が、お客様に対し申込金の支払を請求することなく旅行契約を締結する旨を記載した契約書面を交付したときに、旅行契約が成立するものとなります。

4) 当社は本項 1) 及び 3) の規定にかかわらず、旅行代金と引き換えに旅行サービスの提供を受ける権利を表示した航空券等の書面を交付するものについては、口頭によるお申し込みを受け付けることがあり、この場合当社がお客様の申し込みを受け承諾した時に契約が成立するものとなります。

5) 申込金  
申込金は、当社の定める金額とさせていただきます。旅行代金、取消料その他お客様が当社に支払うべき金額の一部にそれぞれ充当するものとなります。

## 4. お申し込み条件

1) お申し込み時点で20才未満の方は、保護者の同意が必要となります。

2) 旅行開始時点で15才未満の方は、保護者の同行、青年の責任者出発までの付き添いや現地到着空港への出迎え等が必要となる場合がございます。

3) 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方などで、特別な配慮を必要とする方は、その旨旅行申込書にお申し込み時にお申し出下さい。当社は可能かつ合理的範囲でこれに応じます。医師の健康診断書を提出していただく場合もあります。また、現地事情や関係機関等の状況により、旅行の安全かつ円滑な実施の為介助者・同伴者の同行などを条件とさせていただきます。あるいはその他、当社がご判断する場合がございます。

4) 当社は、当社の業務上の都合によりお申し込みをお断りする場合があります。

## 5. 旅行代金のお支払い

1) 旅行代金とは、当社が旅行サービスを手配する為に運賃・宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の取扱料金（変更料及び取消料を除きます）をいいます。

2) 旅行代金（旅行代金から申込金を差し引いた残金）は旅行開始日の前日からさかのぼって14日目の当日より前までに、当社が指定した方法にてお支払いいただきます。但し、ピーク時期にご出発予定のお客様については異なる場合がございますので、当社営業所までお問い合わせ下さい。

## 6. 空港諸料のお支払い

1) 航空券発売時に徴収となります空港諸料、空港施設使用料、航空保険料等は旅行代金には含まれておりませんが、旅行契約成立時点において確定した金額の日本円換算額を別途お支払いいただきます。なお、徴収額はご利用いただく航空券運賃の大人・子供別別に準じます。

2) 日本円換算額は旅行契約の成立時点で確定し、それ以降の為替相場の変動による追加徴収、返金は致しません。但し、空港諸料の新設や税額の変更になった場合は徴収額が変更になる場合があります。

## 7. 旅行代金の変更

1) 当社は旅行開始前において運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。この場合、旅行代金の変動の危険はお客様の負担とさせていただきます。

2) 当社は旅行サービスを手配する為に実際に要した旅行代金とお客様から旅行代金として収受した金額とが合致しない場合は、旅行終了後、速やかに旅行代金の清算をいたします。

## 8. 契約内容の変更

1) お客様が旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容の変更を求めてきた場合、当社は可能な限りその求めに応じます。

2) お客様の求めにより契約内容を変更する場合、既に完了した手配を取り消す為に運送・宿泊機関等に対して支払うべき取消料・違約料その他手配の変更に関する費用は、お客様の負担とさせていただきます。

※以下の事由による変更は一旦取り消しの後、新規の契約と取り扱っていただきます。

a. ご搭乗者氏名（スペル）の変更いは訂正

b. ご依頼の変更後の旅行日程が、キャンセル待ちなどにより成約にならない場合

c. ご出発日が1ヶ月以上先への変更

d. 航空券が発売済みの場合（別途ご案内する確認期日までにお申し出がない場合は、期日を持って航空券の発券手続きに移らせて頂きます。取消料・変更料においても確認期日後の規定が適用となりますので、予めご了承ください。お申し出により確認期日前に発券手続きをさせていただいた場合も確認期日後の規定が適用となります。）

※航空会社、航空券の種類により上記規定に準じない場合がございます。詳しくは当社営業所までお問い合わせ下さい。※お客様にてご提示されている正規割引航空券（ゾーンバックス）の変更料金は各航空会社が定めています料金及び当社の手数料として、お一人様につき¥3,000-頂きます。

## 9. 契約の解除

1) お客様による任意解除  
お客様は、下記費用をお支払いいただくことによりいつでも旅行契約の全部又は一部を解除することができます。但し、契約解除のお申し出をお受けできるのは、お客様がお申し込みをされた当社営業所の営業時間内に限らせていただきます。（お申し出日より取消料の差額が生じることもありますが、お申し込み営業所の営業日、営業時間等は必ずご確認ください。）

a. お客様が既に提供を受けた旅行サービスの対価として又ははいまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料・違約料として運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用。

b. 当社所定の取消料金

c. 当社が旅行契約を履行する事によって得られるはずであった取扱料金

2) お客様の責に帰すべき事由による解除  
当社はお客様が所定の期日までに旅行代金を支払わないときは旅行契約を解除することができます。また、お客様がクレジットカードによるお支払いを希望されながら、身信等の理由によりクレジットカードによるお支払いができていなかった場合、当社は旅行契約を解除することがあります。これらの場合、下記費用はお客様の負担とさせていただきます。

a. お客様がいまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料・違約料として運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用。

b. 当社所定の取消料金

c. 当社が旅行契約を履行する事によって得られるはずであった取扱料金

3) 当社の責に帰すべき事由による解除  
当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能となったときは、お客様は旅行契約を解除することができます。

この場合当社は旅行代金からお客様が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い又はこれから支払わなければならない費用を控除した残金をお客様に払い戻します。但し、本項の規定はお客様の当社に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

## 10. エールフランス利用

取消料（お一人様につき）	通常期 1/8-4/26.5/7-7/19.9/11-12-19発	ピーク期 4/27-5/6.7/20-8/31.12-20-17発
出発日の前日からさかのぼって起算して	発券前 1/8-4/26.5/7-7/19.9/11-12-19発	発券前 4/27-5/6.7/20-8/31.12-20-17発
申込日から31日前まで	5,000円	40,000円
出発の30日前から15日前まで	10,000円	20,000円
出発の14日前から前日まで	35,000円	45,000円
出発当日	旅行代金の50% 但し、最低額35,000円	旅行代金の50% 但し、最低額45,000円
開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の100%	

## 11. 日本航空利用

取消料（お一人様につき）	通常期 1/8-4/26.5/7-7/19.9/11-12-19発	ピーク期 4/27-5/6.7/20-8/31.12-20-17発
出発日の前日からさかのぼって起算して	発券前 1/8-4/26.5/7-7/19.9/11-12-19発	発券前 4/27-5/6.7/20-8/31.12-20-17発
申込日から31日前まで	5,000円	40,000円
出発の30日前から15日前まで	10,000円	20,000円
出発の14日前から前日まで	45,000円	55,000円
出発当日	旅行代金の50% 但し、最低額35,000円	旅行代金の50% 但し、最低額45,000円
開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の100%	

※1 別途ご案内する確認期日までにお申し出がない場合は、期日を持って航空券の発券手続きに移らせて頂きます。取消料・変更料においても確認期日後の規定が適用となりますので、予めご了承ください。（お申し出により確認期日前に発券手続きをさせていただいた場合も確認期日後の規定が適用となります。）

※取消料の上限は旅行代金の100%までとさせていただきます。

※取消料の算定は全て出発日が基準となります。復路のみの取り消しも同様です。

※上記は航空券をご返却頂く事が条件となります。航空券のご返却が無い場合は旅行代金の100%の取消料がかかります。

※金額の算定には出入諸税・空港施設使用料は含めません。

※査証（ビザ）の取得等の事由により取り消される場合であっても上記取消料が必要ですが、

※企画旅行、ホテル、各種バス、航空会社、航空券の種類（発券期限のあるもの等）により上記規定に準じない場合がございます。その際は別途ご案内させていただきます。

※各航空会社にて公示されている正規割引航空券（ゾーンバックス）の変更料金は各航空会社が定めています料金及び当社の手数料として、お一人様につき¥3,000-頂きます。

※お客様へご返金が生じた場合、返金は金融機関のお客様の口座への振込みとさせていただきます。なお、お振込み手数料はお客様のご負担とさせていただきます。

## 12. 団体・グループ旅行

1) 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任者代表者（以下「契約責任者」といいます）を定め申し込んだ手配旅行契約の締結については、本項の規定を適用します。

2) 当社は特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「構成者」といいます）の手配旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。

3) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出していただきます。

4) 当社は、契約責任者が構成者に対して現にない、又は将来行うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

5) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては予め契約責任者が選任した構成者代表者責任者のみとなります。

6) 当社は契約責任者から構成者変更のお申し出があった場合可能な限りこれに応じますが、変更によって生じる旅行代金の増加及び変更に関する費用は構成者に帰属するものとなります。

## 13. 当社の責任

1) 当社は、旅行契約の履行に当たって当社又は当社が手配の全部又は一部を代行させた者（以下、「手配代行者」といいます）が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償いたします。但し、損害発生の日から起算して2年以内当社に対して通知がなかった場合に限りは、その損害を賠償いたしません。

2) 手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して、国内旅行にあっては14日以内に、海外旅行にあっては21日以内に当社に対して通知があった場合に限り、旅行者1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます）として賠償します。

## 3. 免責事項

お客様が天災、地震、暴乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由（以下に例示）により損害を被った時は、当社は第1項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

a. 天災、地震、暴乱、暴動、航空機の遅延、ストライキ等により出発便が取り消され、又は旅行日程が変更された場合

b. 航空会社等の運賃予約受付（オーバーブッキング）により予約を取り消され、又は搭乗等を拒否された場合

c. お客様がご出発（帰路等）の72時間前までに予約の再確認（リコンファーム）及び出発時間の確認を怠った為、予約を取り消され、航空券が無効となった場合

d. お客様が集合時間（通常2時間前）に遅れ、搭乗できなかった場合

## 12. お客様の責任

1) お客様からの故意、過失により当社が損害を被ったときは当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

2) お客様は当社と旅行契約を締結するに際して、当社から提供された情報を活用し、お客様自身の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

3) お客様は旅行開始後において、契約書面記載の旅行サービスを円滑に受領する為、契約書面に異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者、又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

## 13. 個人情報保護方針

旅行申込書にご記入いただく、氏名、年齢、生年月日、電話番号、メールアドレス、住所、勤務先等の情報は「個人情報」に該当しますが、当社は以下に掲げる個人情報の取扱いに関する基本方針及び個人情報に関して適用される法令を遵守して、お客様に関する個人情報の適正な管理・利用と保護に万全を尽くします。

### 1) 個人情報利用の目的

お客様が当社の商品・サービスをご利用頂く際に、当社から、お名前・電話番号・住所 など、お客様の個人情報を伺います。この情報は、ご希望される商品、サービスを当社が提供する際に必要となる情報であり、同じ目的でそれ以外の事項についても伺いさせていただきます。また、顧客サービスの一環として頂きたく情報を基に、当社より旅行商品をご案内させて頂く場合もございます。

### 2) 個人情報の提供・提供

当社は、お客様へ商品・サービスを提供するうえで必要と判断した場合は、お客様からお伺いした、お名前・電話番号・住所などの個人情報、あらかじめ当社との間で契約を結んでいる企業（航空会社、現地手配会社などの業務委託先）等に開示します。そのほかは、次のいずれかの場合を除いて、お客様からお伺いした個人情報を当社が第三者に開示することは、原則としてありません。

a. 情報主体が開示に同意している場合

b. 法令に基づく場合

c. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要があるためである場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

d. 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

e. 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

### 3) 情報提供の任意性

いずれの場合でも、個人情報提供に関しては必要最低限の事項を除いて、お客様ご自身で選択できるものであり、お客様の任意でご提供いただけるものです。なお、お客様からご提供いただけない個人情報内容によっては、当社の商品・サービスをご利用いただけない場合がありますのでご了承ください。

### 4) 相談窓口

個人情報に関するご質問又はご意見は受付窓口又はお客様相談窓口にてお受けいたします。各連絡先は弊社ホームページをご覧ください。

## 14. 海外危険情報

渡航先によっては外務省より海外の危険情報等、安全に係る渡航関連情報を発する場合があります。お申し込みの際は営業所にご確認下さい。また、ホームページ <http://www.pubanzen.mofa.go.jp/> にてご確認ください。

## 15. 保険衛生について

渡航先の衛生状況については、厚生労働省「後疫感染症情報」ホームページ <http://www.forth.go.jp/> にてご確認ください。

## 16. 旅券・査証について

渡航先、目的、その他条件によっては査証（ビザ）が必要な場合がございます。また、査証（ビザ）が不要であっても一定期間以上の旅券（パスポート）残存有効期限が求められる場合があります。各案件はお客様ご自身にて大使館・領事館・入国管理事務所にてご確認ください。弊社は書類不備により出発できなかった場合でもその責は負いかねます。

## 17. 燃油特別付加運賃について

燃油付特別運賃とは昨今の世界的な燃油高騰に伴い、各航空会社が全ての旅客に対し、運賃の一部として設定し、認可を得ている追加料金です。旅行代金には含まれておりませんので、旅行代金とあわせて別途お支払下さい。また、燃油価格が一定条件に届く場合は徴収が中止される予定です。

## 18. ご旅行条件の基準日

この旅行条件は2007年4月を基準としております。旅行代金は2007年4月1日現在有効なものとして公示されている航空運賃・適用規則を基準として算出しています。

手配旅行条件書 (2007/4/1改訂)